

海田町告示第27号

海田町保育人材確保事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

海田町長 竹野内啓佑

海田町保育人材確保事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

海田町保育人材確保事業補助金交付要綱（令和4年海田町告示第26号の2）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「令和6年5月30日こ成保第312号」を「令和7年8月21日こ成保第488号」に改める。

第5条の表保育人材等就職・交流事業の項中「7,690円」を「8,040円」に改め、同表保育補助者雇上強化事業の項を次のように改める。

保育補助者雇上強化事業	1 利用定員が121人未満の施設の場合 ・保育補助者の経験年数が3年未満 1か所当たり年額1,953,000円 ・保育補助者の経験年数が3年以上7年未満 1か所当たり年額2,441,000円 ・保育補助者の経験年数が7年以上 1か所当たり年額3,255,000円 ※保育補助者を複数配置している施設においては、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定する。 ※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引き下げとなる施設は、下記の額を適用できる。 1か所当たり年額2,441,000円 2 利用定員が121人以上の施設の場合	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料	1 / 1
-------------	---	---	-------

	<p>合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育補助者の経験年数が3年未満 1か所当たり年額3,906,000円 ・保育補助者の経験年数が3年以上7年未満 1か所当たり年額4,882,000円 ・保育補助者の経験年数が7年以上 1か所当たり年額6,510,000円 <p>※保育補助者を複数配置している施設においては、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定する。</p> <p>※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引き下げとなる施設は、下記の額を適用できる。</p> <p>1か所当たり年額4,882,000円</p>		
--	--	--	--

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。